入　札　説　明　書

令和６年度シカ生息状況調査事業に関する一般競争入札については、次のとおりとする。

１．入札に付する事項

（１）件名

令和６年度シカ生息状況調査事業

（２）入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（３）履行期間

契約の日から令和７年３月３１日まで

（４）入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは､その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

２．入札に参加する者に必要な資格

（１）地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

（４）島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（５）過去２年間に、国又は地方公共団体とニホンジカ糞塊法調査を実施した実績を有する者であること。

（６）法人内に環境省「鳥獣保護管理に係る人材登録事業」においてニホンジカを専門として登録している者を有すること（鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーターのいずれか)

（７）過去３年間に、島根県内でニホンジカ生息頭数推定を実施した実績を有する者。

（８）島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、入札参加資格確認申請書の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

（９）島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

（１０）この入札に関し、提出書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

３．入札参加資格確認に係る提出書類

（１）入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書（所定の提出資料含む）に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

①誓約書

②委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）

③２の（５）を満たしていることを証明する書類（写）

（２）申請書提出方法

①申請書、添付書類の提出部数は、１部とする。

②提出期限までに郵送又は持参により提出する。

③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

④提出された書類は、返却しない。

⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

（３）提出期限及び提出場所

提出期限：令和６年９月１８日（木）午後５時 15 分まで

提出先　：〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

島根県農林水産部農山漁村振興課　鳥獣対策室

４．入札保証金

（１）島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条第１項の規定により、入札参加者が入札書に記載する金額に、当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に１円以上の端数があるときは､その端数を切り捨てるものとする。)の 100 分の５以上の入札保証金を入札書提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則第 61 条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（２）入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第２項により、現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提出をもって代えることができる。

（３）入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第３項により、落札した者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

（４）入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第４項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

５．入札、開札の方法等

（１）日時

令和６年９月２０日（金）　午後２時

（２）場所

島根県松江市殿町１番地　島根県庁　職員会館　展示室

（３）入札方法等

①郵便、電報、ファクシミリ、電話等による入札は認めない。
②入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ）は、封印された入札書を入札箱に投函しなければならない。
③入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。
④落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。
⑤入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換えまたは撤回することはできない。
⑥入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。
⑦入札者は、入札担当者がやむを得ない事業があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

（４）開札の方法

①開札は、入札者及び島根県農林水産部農山漁村振興課職員を立ち会わせて行う。
②開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での応札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度入札を行う。

（５）再度入札

①再度入札は、２回まで行うものとする。(合計３回)
②入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。
③入札参加者が１人となったときは、入札を行わない。

（６）落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、再度入札の入札参加者が１人となったとき、または再度入札を行った場合でも落札者がない場合には、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第８号の規定により、最低価格入札者と随意契約を行うことができるものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

（７）入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第 61 条の３第１項に定める事由が生じたときは、入札の取りやめ、又は延期をする。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

（８）入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

（９）調査協力

島根県が、この契約に係る会計処理の適性を期するため、受注者に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じる

ものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から５年間は同様とする。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県農山漁村振興課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

６．契約

（１）契約条項

別添契約書（案）のとおりとする。

（２）契約書の作成

①落札者が決定したときは、島根県会計規則第 64 条の３第１項の規定により、７日以内に契約を締結するものとする。

②地方自治法第 234 条第５項の規定により知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（３）契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の２各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

７．質問等

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、書面により令和６年９月１１日（水）午後５時 15 分までに提出（郵送・ＦＡＸ・メール可）するものとする。

回答については、随時行う。

提出先　〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室

電話：0852-22-5335

FAX　：0852-22-5914

ﾒｰﾙ　：choju@pref.shimane.lg.jp

8　入札説明書添付書類

入札参加資格確認申請書	別紙様式１
誓約書	別紙様式２
入札書	別紙様式３
委任状	別紙様式４
入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	別紙様式５
入札辞退届	別紙様式６
入札書に関する注意事項	
入札保証金の取扱いについて	
参照条文	
契約書（案）	
仕様書	
設計書	